

中井町特定創業支援等事業に係る証明書の交付手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する証明書の交付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「証明書」とは、町長が創業を行おうとする者に対して、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条の規定による証明をする書面をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(証明書の交付対象者)

第3条 証明書の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 認定特定創業支援等事業による支援を、4回以上かつ継続して1か月以上にわたり受けた創業者であること。
- (2) その者が創業を予定する事業等が、公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであること。

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者(次条第2項において「申請者」という。)は、特定創業支援等事業に係る証明書交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 認定特定創業支援等事業に係る個人情報の提供等に関する同意書(第2号様式)
- (2) 認定連携創業支援等事業者が発行した証明の対象となる認定特定創業支援等事業による支援を実施したことを確認できる書類の写し

2 前項の規定による交付申請の期限は、認定特定創業支援等事業による支援を最後に受けた日から起算して1年とする。

(証明書の交付)

第5条 前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認められるときは証明書を交付する。

2 証明書の紛失等やむを得ない理由があると認められる場合には、申請者に対し、証明書の再発行を行うことができる。

(証明書の有効期限)

第6条 証明書の有効期限は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日とする。

- (1) 認定創業支援等事業計画期間終了日
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条第2項の適用期限日

(証明書の交付の取消し)

第7条 証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、証明書の交付によって証明した事項を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明の取消通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により証明を取り消された者は、交付された証明書を、直ちに町長に返還するものとする。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

中井町長 様

申請者 住所
申請者氏名
電話番号

特定創業支援等事業に係る証明書交付申請書

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書】

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
・商号（屋号）

・本店所在地
3. 設立する会社の資本額 万円（会社の場合）
4. 事業の業種、内容
5. 事業の開始時期 年 月 日

中産第 号 証明日 年 月 日	中井町長 戸村 裕司
申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。	
有効期限 年 月 日まで	

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

年 月 日
中井町

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする方又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 事業開始の6か月前から無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

3. 日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援事業により支援を受けた方は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です(別途、審査を受ける必要があります)。

第2号様式（第4条関係）

認定特定創業支援等事業に係る個人情報の提供等に関する同意書

年 月 日

中井町長 様

申請者 住 所
申請者氏名
電話番号

私は、中井町から特定創業支援等事業に係る証明を受けるにあたり、次の事項について同意します。

- 1 特定創業支援等事業に係る証明書交付申請書（第1号様式）に記載する私が受けた認定特定創業支援等事業による支援の内容を確認するため、中井町が、次の認定連携創業支援等事業者に、私の住所、氏名、電話番号についての情報を提供し、その事業名、内容及び期間について情報を聴取すること。

*認定連携創業支援等事業者名 _____

- 2 上記の聴取を受けた認定連携創業支援等事業者が、私の上記情報について、中井町に報告すること。
- 3 中井町が、私の創業の状況を把握するためのアンケート等を送付するために、私の住所、氏名、電話番号を活用すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

中井町長 様

申請書 住所
電話番号
申請者氏名

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明の取消通知書

年 月 日付け 中産第 号で決定しました認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明については、中井町特定創業支援等事業に係る証明書の交付手続に関する要綱第8条の規定により、次のとおり証明を取消します。

記

- 1、証明取消年月日
- 2、取消前の証明に関する事項
 - (1) 証明日
- 3、認定を取消する理由